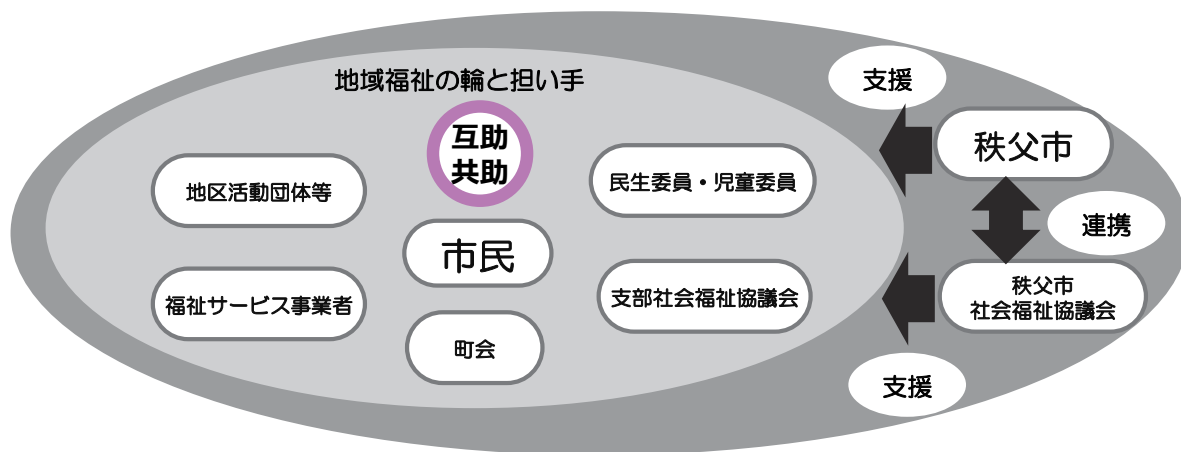


## 第5章 計画の推進と進捗の管理

### 1 地域福祉の担い手と計画の推進体制

地域福祉は市民をはじめ、町会や地域で活動する福祉関係団体が担い手となって推進されます。それぞれの担い手には、以下の役割が期待されています。



#### (1) 市民

地域福祉を推進するためには、市民が地域社会の一員としての自覚を持ち、自分たちの地域について考え、手を携え、地域の行事に取り組んでいくことが第一歩となります。日頃から、あいさつや身近な交流を実践し、コミュニケーションを図り、困ったときに助け合える関係をつくっていくことが必要です。

#### (2) 社会福祉協議会

社会福祉法により、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置付けられており、市や関係機関・団体と連携し、市域全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組みを推進する役割があります。

#### (3) 支部社会福祉協議会

本市においては、市内に76の支部社会福祉協議会が組織化され、地域の特色を踏まえ、地域の各種団体や福祉施設、市民とともに協力し助け合いながら地域課題の解決を図る組織として期待されています。

#### (4) 町会

町会は、一定の地域に住む人たちが助け合いながら、住みやすい環境にしていけるために協力して自主的な取組みを展開しています。また、見守り活動や災害時の協力体制等の地域活動においても、ますます大きな役割を担うことが期待されます。

#### (5) 民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員は、地域福祉の最前線で、高齢者、障がい者、母子等に対する福祉サービスの紹介や相談活動、児童虐待の発見や通報、避難行動要支援者等、様々な活動に取り組んでいます。

また、行政等の関係機関と市民とのパイプ役や、身近な相談相手としてだけでなく、地域福祉活動推進役としても、大きな期待が寄せられています。

#### (6) 福祉サービス事業者

地域における社会福祉法人等は、その施設利用者への福祉サービスの提供とともに、地域への貢献の使命を帯びています。施設の地域交流スペースの地域への開放や、福祉避難所としての機能の役割、さらに社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することも責務とされています。

#### (7) 地区活動団体

市民活動に対する市民の関心が高まり、ボランティアやNPO法人の各種活動も広がりを見せています。地域に根ざした活動はもとより、地域の枠にとらわれない地域福祉活動の担い手としても、大きな活躍が期待されています。

また、老人クラブ、PTA、子ども会育成会等の地域の団体は、それぞれの目的の達成のために活発な活動を展開しており、それぞれの活動は、地域コミュニティの活性化に大きく寄与するものです。

#### (8) 行政

地域福祉計画の策定主体である行政は、市民に対する福祉の向上を目指し、効果的な福祉施策を効率的・総合的に推進する責務があります。そのために、福祉に関係する部署間をはじめ、庁内の部局を横断した連携体制を整備していきます。

また、市民、ボランティア・NPO法人、福祉に関係する事業者や社会福祉協議会などと相互に連携しながら、地域における福祉活動を支援していきます。

## 2 計画の進行管理

本計画の進捗管理は、計画の策定（P：Plan）、施策の推進（D：Do）、進捗の評価（C：Check）、見直し・改善（A：Action）という各段階を順次踏みながら計画の実効性を高めるPDCAサイクルで行います。

サイクルのポイントとなるCのステップでは、施策の実施状況を点検と必要な改善に関する協議を行い、次のAのステップにつなげていきます。

